

インボイス制度対策

—税務当局者が教える、事前準備のポイント—

【日 時】

令和5年

1月27日(金)

14:00~16:00

来年10月施行のインボイス制度に速やかに対応するためには、原則来年3月末までに税務署への事業者登録が必要です。しかし事業主の皆様からは「登録にあたって何をすればいいの?」「登録によって消費税の納付義務が発生するって本当?」等の声を頂戴しております。今回のセミナーでは、税務当局者の方をお招きし、施行前に判断すべきことをいま一度確認して頂きます。合わせて、電子帳簿保存法の概要についてもお話し致します。この機会に奮ってご参加下さい!

【講座内容】

1. インボイス制度

- (1) インボイス制度と消費税
- (2) 登録しない場合の取引先への影響
- (3) 登録して課税事業者となった場合
- (4) 簡易課税制度
- (5) 登録の判断
- (6) インボイス発行事業者となる場合
 - ・インボイスの作り方
 - ・e-tax
 - ・免税事業者の登録申請手続
- (7) インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシートを活用する

2. 電子帳簿保存法

電子取引データの保存方法を中心に

3. 質疑応答

皆様の疑問点にお答え頂きます

【講師】

福庭 健人(フクバ タケヒト)氏

洲本税務署法人課税第一部門

統括国税調査官

会場

洲本商工会議所・洲本市経済交流センター
2階多目的ホール(洲本市本町4丁目5番3号)
※会場に駐車場はございません。近隣の駐車場をご利用下さい。
※参加者は必ずマスクを着用の上お越し下さい。

受講料

無料

■ 申込方法

申込書(裏面)に必要事項を記入の上、お申込み下さい。

■ 申込締切

定員(30名)に達し次第、締切致します。

(申込者多数の場合、当所会員様のお申込を優先させていただきます。予めご了承下さい。)

■ 主催

洲本商工会議所 [担当: 福田、橋本(正)]

TEL: 0799-22-2571 / FAX: 0799-24-1550

E-mail: sien@sumoto-cci.org

FAX:0799-24-1550

「インボイス制度対策 一税務当局者が教える、事前準備のポイント」

受講申込書

◇日時 令和5年1月27日（金）14:00～16:00

◇場所 洲本商工会議所・洲本市経済交流センター 2階多目的ホール

事業所名	
担当者名	(役職名:)
連絡先	TEL: — — FAX: — — Email: @
参加者名	①
	②
	③

※本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、商工会議所からの連絡、情報提供の目的のみに使用いたします。